

政 法 第 2 9 6 8 号

答 申 第 3 8 7 号

平 成 2 6 年 3 月 2 7 日

千葉県公安委員会委員長 伊藤浩一様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成23年12月21日付け公委（少）発第3号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第469号

平成23年11月8日付けで審査請求人から提起された、平成23年10月4日付け少発第301号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、平成23年10月4日付け少発第301号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、対象文書の全部又は一部を開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が請求した文書等は、一般的な行政実務を考えると、当然に作成されてしかるべきものであり、不存在であるという不開示理由は著しく不自然である。

特に、引継書、マニュアル及び解説書等が全く存在しないという主張は、実施機関の管轄する区域内に大型のイベント会場が複数存在し、かつ、多様なイベントが恒常的に開催されている実態、そして実施機関はそれらに対して必要に応じた警備及び助言等を実施する職務があることを併せて考えると、到底考えられない。

- (2) 同人イベントについては、「コミックマーケット」の名称で、東京国際展示場において毎年2回開催されているが、平成23年12月に行われた「コミックマーケット81 第三回拡大準備集会」における質疑応答での主催者の言葉から、現在は幕張メッセにおいて開催することが実質的に不可能であるという認識を持っていることがうかがわれる。

そして、現に幕張メッセでは、コミックマーケット又はそれに準ずるイベントが開催されていることは確認できず、意図的に千葉県内での開催が忌避されていることが推認される。

よって、行政から過去に主催者又は千葉県内の施設に対して何らかの指導や要請

がなされ、それが現在まで尾をひいて千葉県内での開催が忌避されている可能性は十分にあり、この検証には本件において審査請求人が開示請求を行った行政文書が不可欠である。よって、本件の開示請求文書が本当に全くの不存在であるかについて結論を出すには、殊更慎重な検証が必要であると思量する。

- (3) 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、イベント一般に対する行政文書について、審査請求において初めて主張がなされたものであり、開示請求書において求める行政文書には含まれない旨の主張をしている。

しかし、審査請求人は、千葉県内におけるイベント等の開催についての行政の現状を調査及び研究することが目的の一つであり、これについての行政文書を含めて請求したつもりであった。

そもそも情報公開における行政文書の特定は現実的には開示請求者には困難であり、実施機関は開示請求者の希望する文書にたどり着けるように補正等を求めるべきものである。

しかし、本件においては、実施機関より千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に沿うような補正の請求や参考情報の提示はなかった。

また、審査請求において、審査請求人が請求する文書の内容について解釈に齟齬<sup>そご</sup>があったことが判明したのであれば、その時点で諮問実施機関及び実施機関は、参考となる情報を審査請求人に提供しつつ、補正を求めるべきものである。

よって、審査請求人が求めるイベント一般に対する行政文書については、開示請求書の文言の解釈ではなく、審査請求人の真意を優先して、本件請求の中で交付されるべきものである。

諮問実施機関及び実施機関におけるこのような取扱いは、審査請求人の言葉の不備を盾にとって文言の解釈に拘ることで、請求に該当する行政文書の開示を拒もうとするものであり、それは条例第1条に定められる情報公開の趣旨を骨抜きにするものであり、また条例第3条の解釈規定に反するものであって、誤った制度運用であると思量する。

### 第3 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

## 1 行政文書の開示請求について

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、条例に基づき、平成23年8月18日付けで次に掲げる事項を請求内容とする開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 開示請求書に添付した記事（以下「本件記事」という。）に記述される「同人イベントの追放政策」について、千葉県警察本部が施策必要を認めてから施策を決定するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、行った施策および関係各方面に行った指導等の内容がわかる全ての記録（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）および書面（以下「本件請求1」という。）

イ 本件記事に記述される「警察からの警告」千葉県警察本部が警告の必要を認めてから警告を発するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、行った警告の内容および関係各方面に行った指導等の内容がわかる全ての記録（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）および書面（以下「本件請求2」という。）

ウ 本件記事に記述される「地元警察含めすったもんだの末」千葉県警察本部がこの記述に該当する施策の必要を認めてから施策を決定するまでに至るまでの全ての記録及び書面（決済伺書及び決裁書等を含む）、行った施策の内容および関係各方面に行った指導等の内容がわかる全ての記録（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）および書面（以下「本件請求3」という。）

エ 本件記事に記述される「同人イベントの追放政策」について、団体および個人等より千葉県警察本部に提出された、当該催事及び施策についての要望書、意見書およびこれらに類する書面（口頭による場合はその記録を記したものを含む。）の全て（以下「本件請求4」という。）

オ 本件記事に記述される「同人イベントの追放政策」について、千葉県警察本部が、現在仮に前各号に記載した内容と同種の事態、懸案、施策を行うことの要望等が発生した場合に参照する手引書、引継書、マニュアル及びこれらに類する全ての書面（以下「本件請求5」という。）

(2) また、実施機関は、本件請求について、審査請求人に対して次のとおり確認を行った。

同人イベントの追放政策とは、1994年8月から10月頃に当時の千葉県知事が記者会見で発表した「春に改正した千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉

県条例第64号。以下「青少年健全育成条例」という。)に係るようなイベントの開催については警察と共同で阻止していく」という有害図書の追放に関する記事について、平成6年春の青少年健全育成条例の改正に伴い、千葉県と実施機関が共同で「同人イベントの開催阻止」に対して行った施策のことである。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないとして、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

(1) 本件請求1について

ア 実施機関は、青少年健全育成条例が遵守され社会秩序が維持されるために必要な指導取締り等の活動を行う責務を有するが、当該活動はあくまでも青少年健全育成条例の違反行為の未然防止や違法状態の解消を前提とするものである。

したがって、特定のイベント自体が有害図書に指定されている図書等を販売、頒布等する目的をもって開催されることが明らかな場合に、当該具体的な状況を判断して指導取締りあるいは警告を行う可能性は認められる。

しかし、仮に警告を行ったとしても、同人イベント自体に違法性があると認められない限り、実施機関の業務として同人イベントの追放政策なるものは存在しないと考えられる。

イ 仮に、審査請求人が指摘するように、千葉県において同人イベントの追放政策という施策が存在し、かつ、「当時の千葉県知事が記者会見において、『春に改正した青少年健全育成条例に係るようなイベントの開催については警察と共同で阻止していく』と発言」に該当する事実が存在した場合で、実施機関として、千葉県から関係する行政文書を收受し、あるいは、関係機関等に対して行政文書を発出していたとしても、当該仮定事実に関する行政文書については、同種の行政文書の取扱状況に照らして判断するに、平成23年9月9日に本件請求を受け付けた時点（以下「開示請求時点」という。）においては保存期間満了に伴い廃棄済みと認められる。

ウ よって、開示を求める行政文書については保有していないため不存在であるが、事実の確認が不可能のため、不保有の理由が、作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得したが保存期間満了により廃棄済みのため保有していないかは確認できない。

(2) 本件請求2について

ア 開示請求時点において、請求内容に記載された事案に対して、当時実施機関が警告等を行ったか否かは確認できない。

イ 仮に当時実施機関が警告等を行っていたとしても、口頭で行ったか、文書で行ったかも判明せず、文書で行われていたとしても、同種の文書の保存期間から判断するに既に廃棄済みと考えられ、開示請求時点においては保有していないと認められる。

ウ よって、開示を求める行政文書については保有していないため不存在であるが、事実の確認が不可能のため、不保有の理由が、作成していないのか、あるいは作成したが保存期間満了により廃棄済みのため保有していないのかは確認できない。

(3) 本件請求3について

本件請求3に該当する対応としては、警告等に関する行政文書が想定されるが、上記(2)と同様の理由により、不存在となる。

(4) 本件請求4について

ア 有害環境の浄化に関して、個人や団体から意見書、要望書等を収受することはあり得るが、仮に意見書、要望書等を収受していたとしても、同種の行政文書の保存期間から考察するに意見書、要望書等に係る行政文書は開示請求時点においては既に保存期間満了に伴い廃棄済みと認められる。

イ よって、開示を求める行政文書については保有していないため不存在であるが、事実の確認が不可能のため、不保有の理由が、取得していないのか、あるいは取得したが保存期間満了により廃棄済みのため保有していないのか確認できない。

(5) 本件請求5について

ア 上記(1)アのとおり、実施機関の施策として同人イベントの追放政策が存在するとは考えにくく、過去に存在していたという事実も確認が取れない。

イ また、追放政策というと、暴力団の活動等、活動自体が治安の維持に影響を及ぼす団体の追放政策などは想起できるが、一般的な団体等が行うイベントが開催されることに対して追放政策を行うことは考えられない。

ウ よって、「同種の事態、懸案、施策を行う要望等」中の「同種」とは同人イベントの追放政策に類するものと認められることから、開示を求める行政文書について作成又は取得しておらず、不存在となると認められる。

(6) 行政文書の管理について

担当所属である少年課及び審査請求人が本件請求において言及している施設の所在地を管轄する千葉西警察署において、本件請求に係る行政文書の保管管理の有無を確認するに、当該行政文書は保管管理していないことが判明した。

4 審査請求の理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「警備及び助言等を実施する責務がある」と主張して、イベント一般に対する警備等の行政文書について言及しているが、当該言及は審査請求の理由において初めてなされたものと認められる。

したがって、警備等に関する「手引書、引継書、マニュアル及びこれに類する全ての書面」は、本件請求において審査請求人が求める行政文書には該当しないと認められる。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明をもとに審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記第3の1及び2のとおりである。

なお、本件記事は、第三者が作成したホームページに掲載された幕張メッセに関する記事であり、本件請求において関係する本件記事の記述と引用される文言はおおむね次のとおりである。

- (1) 「1994年春に青少年健全育成条例の有害図書の追放条例が大幅に強化され、事実上、『同人イベントの追放政策』を実施」との本件記事の記述から、本件請求1、本件請求4及び本件請求5において「同人イベントの追放政策」という文言が引用されている。
- (2) 「コミックマーケット40（1991年8月16日～17日）の期日が迫る中、突然幕張メッセ側から利用の拒否を一方的に通告されました。発端としては、それ以前のコミケで男性向け同人本の忘れ物が遺失物として警察署に届けられ、『修正のほとんどないようなアダルト本が堂々と売られている』との事実が警察に発覚。それを受け、警察からの警告が準備会やメッセ側に入れられ一連の騒動に繋がったものでした。」との本件記事の記述から、本件請求2において「警察からの警告」

という文言が引用されている。

- (3) 「1994年10月2日開催予定だったコミックシティのイベントも、地元警察含めすったもんだの末、9月末にドタキャン状態となっています」との本件記事の記述から、本件請求3において「地元警察含めすったもんだの末」という文言が引用されている。

## 2 行政文書の不存在について

諮問実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

### (1) 本件請求1について

ア 本件請求1は、上記第3の1(2)及び上記1(1)の本件記事の記述から、平成6年の青少年健全育成条例の改正に伴い千葉県知事と実施機関が共同で同人イベントの開催阻止のために行った同人イベントの追放政策に関する行政文書の開示を請求しているものと認められる。

なお、上記平成6年の青少年健全育成条例の改正とは、有害図書等を販売する自動販売機の設置台数が急増する等、青少年を取り巻く社会環境の悪化が見られ、青少年の健全な育成に著しい悪影響が認められたことから、有害図書等に指定できる対象物の拡大、有害図書等の包括指定方式の導入、自動販売業者への規制強化等をしたものであり、同年7月1日に施行された。

また、上記同人イベントとは、上記第2の2(2)より、東京国際展示場において「コミックマーケット」の名称で毎年2回開催されている同人誌を頒布するイベント又はそれに準ずるイベントであると認められる。

イ 諮問実施機関の説明によれば、特定のイベント自体が有害図書に指定されている図書等を販売、頒布等する目的をもって開催されることが明らかな場合に、当該具体的な状況を判断して指導取締りあるいは警告を行う可能性は認められるが、同人イベント自体に違法性があると認められない限り、実施機関の業務として同人イベントの追放政策なるものは存在しないと考えられるとのことである。

ウ 一般にイベントの開催については、日本国憲法第21条の規定により、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由として保障されており、さらに、同人イベントは、上記アのとおり、同人誌を頒布するイベントであり、その内容から直ちに違法性があるとは認められないことも踏まえると、同人イベントの追放



政策は存在しない旨の諮問実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

そうすると、実施機関の業務として同人イベントの追放政策は存在しないため、実施機関において同人イベントの追放政策に関する行政文書は作成されていないものと推察される。

エ また、当審査会において、念のため本件請求1に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、改めて諮問実施機関に確認を求めたところ、諮問実施機関から書庫を再度探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

オ 以上のことから、実施機関は本件請求1に係る行政文書を保有していないと認められる。

## (2) 本件請求2について

ア 本件請求2は、上記1(2)の本件記事の記述から、平成3年8月16日前(以下「平成3年特定日前」という。)に実施機関からコミックマーケット準備会及び幕張メッセに対して行われた警告に関する行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 諮問実施機関の説明によれば、開示請求時点において、請求内容に記載された事案に対して、当時実施機関が警告等を行ったか否かは確認できず、仮に当時実施機関が警告等を文書で行ったとしても、同種の文書の保存期間から判断するに既に廃棄済みと考えられ、開示請求時点においては保有していないとのことである。

ウ 当審査会が、本件請求2に係る行政文書の作成について改めて諮問実施機関に確認したところ、次のとおりの説明があった。

(ア) 一般的に本件記事に記述される警告のような行政指導をする場合においては、原則として口頭により行っている。

(イ) 本件記事に記述される警告のような行政指導をする場合において、当該行政指導の趣旨等を記載した書面や報告書等を作成する可能性はある。

エ ところで、平成3年特定日前における行政文書の保存期間に関して、旧千葉県警察の文書に関する訓令(昭和42年千葉県警察本部訓令第8号。以下「旧訓令」という。)は、別表第7保存区分指定基準表において「永年、10年、5年、3年、2年、1年」と区分した上で、保存期間を指定するに当たっては、文書の重要度、

性質を考慮して、処理後廃棄、年末廃棄、千葉県警察関係法規集登載後廃棄等の取扱いをすることができることとしている。なお、旧訓令には、行政文書の廃棄記録に関する規定はない。

オ また、当審査会において、本件請求2に係る行政文書の保存区分について改めて諮問実施機関に確認したところ、平成3年特定日前における行政指導の趣旨等を記載した書面及び報告書等の保存区分は、処理後廃棄又は年末廃棄とされていた。

カ そうすると、仮に当時実施機関が警告等を文書で行ったとしても、同種の文書の保存期間から判断するに既に廃棄済みと考えられる旨の諮問実施機関の説明に不合理な点はない。

キ さらに、当審査会において、念のため本件請求2に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、改めて諮問実施機関に確認を求めたところ、諮問実施機関から書庫を再度探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

ク 以上のことから、実施機関は本件請求2に係る行政文書を保有していないと認められる。

### (3) 本件請求3について

ア 本件請求3は、上記1(3)の本件記事の記述から、平成6年10月2日前(以下「平成6年特定日前」という。)にコミックシティのイベントに関する「地元警察含めすったもんだの末」に該当する実施機関が行った施策に関する行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 諮問実施機関の説明によれば、本件請求3については警告等に関する行政文書が想定されるが、開示請求時点において、請求内容に記載された事案に対して、当時実施機関が警告等を行ったか否かは確認できず、また、仮に当時実施機関が警告等を行っていたとしても、口頭で行ったか、文書で行ったかも判明せず、文書で行われていたとしても、同種の文書の保存期間から判断するに既に廃棄済みと考えられ、開示請求時点においては保有していないと認められるとのことである。

ウ 当審査会が事務局をして調査をさせたところ、平成6年9月27日付けの新聞に同年のコミックシティ開催中止に関する記事を確認した。

当該記事によると、コミックシティのイベントの主催者から千葉西警察署に開催届の提出があった同月初めに、当該主催者の代表者を呼び、刑法のわいせつ図画に触れるハードな描写の図書があれば厳しく取り締まる等の通告をしたとのことである。

そうすると、上記(2)ウ(イ)より、「地元警察含めすったもんだの末」に該当する実施機関が行った施策に関する行政文書として、実施機関が当該通告の趣旨等を記載した書面や報告書等を作成した可能性があるものと認められる。

エ しかし、平成6年特定日前における行政文書の保存期間に関しては、旧訓令別表第7保存区分指定基準表に定める基準に従っており、上記(2)オより、仮に文書で行われていたとしても、同種の文書の保存期間から判断するに既に廃棄済みと考えられる旨の諮問実施機関の説明に不合理な点はない。

オ また、当審査会において、念のため本件請求3に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、改めて諮問実施機関に確認を求めたところ、諮問実施機関から書庫を再度探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

カ 以上のことから、実施機関は本件請求3に係る行政文書を保有していないと認められる。

#### (4) 本件請求4について

ア 本件請求4は、上記第3の1(2)及び上記1(1)の本件記事の記述から、平成6年の青少年健全育成条例の改正に伴い千葉県知事と実施機関が共同で同人イベントの開催阻止のために行った同人イベントの追放政策について収受した要望書等の行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 諮問実施機関の説明によれば、有害環境の浄化に関して、個人や団体から意見書、要望書等を収受することはあり得るが、仮に意見書、要望書等を収受していたとしても、同種の行政文書の保存期間から考察するに意見書、要望書等に係る行政文書は既に保存期間満了に伴い廃棄済みと認められるとのことである。

ウ 平成6年における行政文書の保存期間に関しては、旧訓令別表第7保存区分指定基準表に定める基準に従っており、また、当審査会において、諮問実施機関に確認したところ、同年における当該意見書、要望書等に係る行政文書の保存区分は、処理後廃棄又は年末廃棄とされていた。

エ そうすると、仮に当該意見書、要望書等を収受していたとしても、同種の行政文書の保存期間から考察するに当該意見書、要望書等に係る行政文書は開示請求時点においては既に保存期間満了に伴い廃棄済みと認められる旨の諮問実施機関の説明に不合理な点はない。

オ さらに、当審査会において、念のため本件請求4に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、改めて諮問実施機関に確認を求めたところ、諮問実施機関から書庫を再度探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答を得た。

カ 以上のことから、実施機関は本件請求4に係る行政文書を保有していないと認められる。

(5) 本件請求5について

ア 本件請求5は、上記第3の1(2)及び上記1(1)の本件記事の記述から、平成6年の青少年健全育成条例の改正に伴い千葉県知事と実施機関が共同で同人イベントの開催阻止のために行った同人イベントの追放政策について、実施機関が、現在仮に本件請求1から本件請求4までの内容と同種の事態、懸案、施策を行うことの要望等が発生した場合に参照する手引書、引継書、マニュアル等の行政文書の開示を請求しているものと認められる。

イ 諮問実施機関の説明によれば、実施機関の施策として同人イベントの追放政策が存在するとは考えられず、また、過去に存在していたという事実も確認が取れず、さらに、追放政策というと、暴力団の活動等、活動自体が治安の維持に影響を及ぼす団体の追放政策などは想起できるが、一般的な団体等が行うイベントが開催されることに対して追放政策を行うことは考えられないとのことである。

ウ この諮問実施機関の説明には、上記(1)ウのとおり、不合理な点は認められない。

よって、実施機関の業務として同人イベントの追放政策は存在しないことから、実施機関において本件請求5に係る行政文書は作成されていないものと推察される。

エ また、当審査会において、念のため本件請求5に係る行政文書として特定すべき文書の存否について、改めて諮問実施機関に確認を求めたところ、諮問実施機関から書庫を再度探索したが該当する行政文書は見つからず存在しない旨の回答

を得た。

オ 以上のことから、実施機関は本件請求5に係る行政文書を保有していないと認められる。

カ なお、審査請求人は、千葉県内におけるイベント等の開催についての行政の現状を調査及び研究することを目的として、イベント一般に対する警備等に関する行政文書を含めて請求したつもりであることから、実施機関は希望する文書にたどり着けるように補正等を求めるべきものであり、当該行政文書については、開示請求書の文言の解釈ではなく、審査請求人の真意を優先して、本件請求の中で交付されるべきものであると主張している。

実施機関においては、開示請求者に対して、条例第30条の規定により行政文書の特定に資する情報の提供等の適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて開示請求に係る行政文書の範囲を確認すべきことが求められていると言うべきであり、そのような確認が行われた場合には、開示請求書の記載内容及び当該確認に基づいて合理的に理解し得る範囲において開示請求に係る行政文書を特定するべきである。

本件においては、実施機関は、上記第3の1(2)のとおり、審査請求人に対して本件請求について確認を行った上で本件決定を行ったと認められる。そして、開示請求書に記載された本件請求5の内容及び当該確認からは、イベント一般に対する警備等に関する行政文書を含めて請求したとまでは合理的に理解することはできない。

よって、実施機関が、開示請求書に記載された本件請求5の内容及び審査請求人に対する確認から、行政文書を特定して、その存否の調査をしたことは相当であると認められ、審査請求人は、イベント一般に対する警備等に関する行政文書の開示を求めるのであれば、改めて開示請求を行うべきである。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年12月21日	諮問書の受理
平成24年 2月29日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 5月17日	審査請求人の意見書の受理
平成25年 7月30日	審議
平成25年 9月17日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成25年10月22日	審議
平成25年11月26日	審議
平成25年12月24日	審議
平成26年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順:平成26年2月25日現在)